



今月のテーマ

- ～年末調整の事前準備を始めましょう～
- 所得拡大促進税制（竹本）
- 年内に検討したい節税（森）
- 日本政策金融公庫の融資制度（神木）

～年末調整の事前準備を始めましょう～

早いもので今年も残すところ2ヶ月となりました。

12月は年の瀬、何かとお忙しい方が多いかと思われます。そこで、今のうちから年末調整の準備をしておくことをお勧めします。

平成26年分の扶養控除等申告書は全員分そろっていますでしょうか。特に、年の途中で入社された方の分は忘れやすいので確認をしてみてください。

既に保険料の控除証明書が保険会社から届いている方もいらっしゃると思います。ご自身の分の証明書の保管を行うと共に、従業員に保管を呼び掛けることも大切です。早いうちから事業主様が、預かるようにしておくこともお勧めの方法です。

所得拡大促進税制（竹本）

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している法人（または個人事業主）が、下記要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額（または所得税額）より税額控除できる制度です。税額控除の上限は税額の10%（中小企業者等は20%）です。

■適用要件

- ①雇用者給与等支給額^{※1}が基準事業年度^{※2}より2%^{※3}以上増加していること
- ②適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること
- ③平均給与等支給額^{※4}が前事業年度を上回っていること

※1 役員及び役員の親族を除く国内に勤務する全ての雇用者に支給する給与等の支給額

※2 平成25年4月1日以降に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度

※3 平成27年4月1日以降に開始する事業年度からは比較する割合が5%まで順次増加します

※4 継続雇用者（適用年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等を月ごとの延べ人数の合計で割った金額

■25年度分の上乗せ控除について（3月末決算の方向け）

3月末締め決算の企業で適用1年目（平成26年3月期）の際に旧制度（増加割合5%以上）における要件を満たさなかったものの、同年度について新制度（要件緩和後）の基準で要件を満たす場合、2年目の適用の際に、1年目の控除額を上乗せして控除することが出来ます。

※適用1年目の控除額を上乗せして控除する場合は、適用2年目の事業年度においても当税制の適用要件を満たしている必要があります。

年内に検討したい節税（森）

所得税の計算期間は1月1日から12月31日です。対策の多くは今年中に実行する必要があります。該当する項目のある方は、ご検討下さい。

■ 株式の売却益

株式の譲渡は年間で譲渡益と譲渡損を通算（合算）します。例えば、売却をして譲渡益が出ている場合には、含み損のある株を売却することにより、譲渡益に対する税金を減らすことができます。

また、配当収入がある場合には、含み損のある株を売却して配当と売却損を通算することにより、配当から源泉徴収された所得税を還付できる可能性があります。

■ 医療費の支払い

医療費控除は、支払った医療費を所得からマイナスできる制度です。1月から12月に支払った医療費を集計します。また、総支払額から10万円をマイナスしますので、高額な支払いは同じ年にまとめると控除できる金額が多くなります。カード払いのものは、引落日ではなく、カードを使った日で判定します。

同一生計の家族であれば、家族のために支払った医療費も合算して申告することができます。

■ 小規模企業共済

小規模企業共済は個人事業主や、会社の役員向けの退職金積立の制度です。1月から12月までに支払った金額を所得から控除できます。年内に新規加入をしたり、掛け金増額や来年分を前払いすれば、今年の所得税の負担を減らすことができます。

日本政策金融公庫の融資制度（神木）

日本政策金融公庫の融資制度を2つ紹介させていただきます。

（1）中小企業経営力強化資金

対象者：新規事業の開拓を行う事業者で、認定支援機関の指導・助言を受けている方

融資上限：7,200万円（内、運転資金4,800万円）

返済期間：設備資金15年以内（据置2年以内）、運転資金7年以内（据置1年以内）

金利：特別利率A（設備：0.9%～2.0%、運転：0.9%～1.5%（いずれも固定金利））

担保・保証人：2,000万円まで無担保・無保証人での利用が可能

（2）経営環境変化資金

対象者：直近3カ月で前期対比▲5%減収するなど、環境の変化で業況が悪化しているが、中長期的にみて業績の回復が見込める事業者の方

融資上限：4,800万円

返済期間：設備資金15年以内（据置3年以内）、運転資金8年以内（据置3年以内）

金利：0.8%～2.4%（固定金利/雇用の維持や認定支援機関の指導・助言の有無により異なります）

担保・保証人：案件により応相談

（1）（2）いずれも認定支援機関による事業計画策定の指導・助言、及び定期的な事後フォロー（業績モニタリングなど）が必要となりますが、対象となれば他の融資制度と比べて有利な条件での融資が可能となります。上記ご検討される方は、是非とも認定支援機関であるイースリーパートナーズまでご連絡ください！